

**5年水張りルールへ対応すべきか、畑地化促進事業への採択を目指すべきか
(自 己 診 断 票)**

【質問1】令和5年度は何を作付しましたか？

- ① 高収益作物 ⇒ 質問2へ ② 畑作物 ⇒ 質問2へ ③ 水稲 ⇒ 質問3へ
④ 不作付（休耕田）⇒ R6畑地化促進事業へは採択要望できません。

【質問2】産地交付金を引き続き、受けることを希望しますか？

※畑地化促進事業に採択された場合は、対象農地は、交付対象水田から除外され、今後は、産地交付金を受けることや水稲作付も不可となります。

はい ⇒ 5年水張りルールへの対応が必要。（令和8年度までに）

いいえ ⇒ 質問3へ

【質問3】令和6年度は何を作付する計画ですか？

- ① 高収益作物 ② 畑作物 ③ 水稲 ④ 不作付（休耕田）

※①、②を選択された方は、質問4へ

③、④を選択された方は、R6畑地化促進事業へ申請できません。④を選択された方は、5年水張りルールへの対応をご検討ください。

【質問4】今後、5年以上継続して、販売目的で同一作物グループ内の作物の作付が出来ますか？

（別紙：「令和6年度畑地化促進事業概要及び要望調査について」を参照下さい）

はい ⇒ 畑地化促進事業の採択要件を満たしているかの確認
（質問5・6へ）

いいえ ⇒ 5年水張りルールへの対応をご検討ください。

【質問5】令和6年度の①高収益作物または②畑作物の作付面積は、何アールですか？

_____アール

【質問6】団地化の要件を満たしているか確認してください。

満たしている ⇒ 質問7へ

満たしていない ⇒ 5年水張りルールへの対応をご検討いただくか
規模拡大による団地化面積要件への対応をご検討ください。

【質問7】対象ほ場は、自己所有地ですか、借地ですか？

借地の場合、正式申請時には土地所有者の同意書の提出が必要になります。

質問6及び質問7の要件を満たし、畑地化促進事業への採択を希望する方は、別紙、記入時留意事項をご確認され、要望調査票の提出をお願いします。